

# GDP 2期ぶりにプラスも・・・シニア消費に異変

(TBS NEWS 18日 20:16)

来年4月に予定されている消費税引き上げの判断に大きく影響するとされるGDP＝国内総生産が発表され、1月から3月期はプラス成長に転じました。伸び悩んでいた個人消費もプラスに転じましたが、力強さには欠ける上、新たな異変も起きています。

お年寄りに人気の東京・巣鴨。18日も多くの人で賑わっていますが・・・  
「買いませんね」(女性)  
「お金大事に使ってます」(女性)  
「ケチケチしてやっています」(女性)

相次ぐ、「お金はあまり使わない」という声。日本経済全体でも、その傾向がハッキリ出ています。

「(個人消費は)消費税引き上げ以降の回復力は総じて力強さを欠いているのも事実」(石原伸晃 経済再生相、18日)

日本経済の姿を示すGDP＝国内総生産の成長率。今年1月から3月は、2期ぶりのプラス成長でした。しかし、GDPの6割を占める「個人消費」は大きく落ち込んだ前の期から0.5%のプラスにとどまり、伸び悩みが続いています。

神奈川県に住む相良純司さん、67歳。使ったお金を手帳に書き込み、家計を管理しています。

「たまに1か月計算して前月よりも多いと、“ちょっとぜいたくしすぎだな、減らすかな”とか」(相良純司さん)

相良さんは中学校の教員を退職してから、年金が主な収入源です。以前は趣味のスポーツ用品などにも、お金を使っていたのですが、現在は住宅ローンや光熱費など以外では、食費がほとんどだと言います。

「先立つものがないと困るなということで消費が鈍る。お金はやっぱり使っちゃいけない。ストックすべきと、何かの時に」(相良純司さん)

実は、このところ、相良さんのようなシニア層の消費に変化が出ているのです。シンクタンクの調査によりますと、60歳以上の「シニア消費」の総額は、60歳未満の現役世代の消費が伸び悩む中でもプラスで推移していました。しかし、去年、リーマンショックの影響を受けた2009年以来、実に7年ぶりにマイナスを記録しました。

シニア層には、財布の紐を緩めづらい特有の事情もあります。まず、収入は年金で、給与所得のない人が多く、アベノミクスが目玉として進められた賃上げの恩恵も及びません。

「(賃上げは)働いている人にとっては良いと思う。でも我々の方には何もない、年金生活者には」(女性)

また、コツコツ預金を貯めて来た人も、日銀のマイナス金利政策の影響で利息が期待できなくなっています。

「銀行に預金しても全然利息がつかない」(女性)

シニア層まで慎重になり、低空飛行から抜け出せない個人消費。安倍総理は、消費を冷やす来年4月の消費税増税を予定通り行うのか、難しい判断を迫られています。

## 発表時期の変更は参院選対策か

# 5兆円はどこへ消えた？ 2015年度の年金運用損失額

Written by ZUU online 2016/05/15

GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が3月末までの1年間で5兆1000億円もの大損を出すことがどうやら確実になる模様だ。野村證券の西川昌宏チーフ財政アナリストの調べで分かった。

世界の投資家らと呼ばれ込み、株価上昇によるアベノミクス効果の演出は、一定期間は何とか強い刺激で魅了したが、株高円安を除けば、日銀による異次元金融緩和の利き目はあらわれてない。

## アベノミクス、デフレ退治にはほど遠い？

世界の投資家の日本株離れが進み、今年に入り株価は大幅に下落した。為替相場は、一転して円高となり、円安の恩恵で業績を伸ばしていた輸出企業の景気見通しも悪化。落ち込んだ株価に大きな反転、上昇の見通しはない。

GPIFの年金積立金は、損失額が5兆円前後ではとの推測がメディアで報じられ、政治利用した安倍官邸は衝撃だったはずだ。

過去におけるGPIF（基本ポートフォリオ）の運用実績では、サブプライムローン、リーマンショックの巨額損失をのぞけば順調だった。

東北大震災の時は3000億円弱の損はやむを得ないとし、2011年度は2兆6092億円の利益を上げたし、2012-14年度は毎年10兆円を超えるプラスを出していたのだ。

旧基本ポートフォリオ（資産構成割合）では、国内債券60%、外国債券11%、国内株式12%、外国株式12%、その他5%となっているが、政権交代後は株価上昇トレンドを支えることを思いつき、2014年1月のダボス会議では、1兆2000億ドルの運用資産を持つGPIFの改革を海外にアピール。日本株へ興味をや関心をひきつけておいてから、帰国後にGPIF運用委員の人事に手をつけた。

2014年11月になり、基本ポートフォリオ（資産構成割合）の目標値を国内債券35%、外国債券15%、国内株式25%、外国株式25%としたのだ。

## マイナス金利、損を承知で国債を買う投資家

株価を上げ、成長重視で支持率を上げたい安倍政権は、2014年からこのGPIFの運用比率を大きく変更することで、運用を大幅に拡大。その結果、アベノミクスに期待して株高、

円安が進んだのだが、何の事はない株価をさらに押し進めるためだったのだ。現在約 140兆円もの資金を預かる GPIF は世界最大級の年金ファンドだ。

この巨大な金が動く影響は大きく、市場では「プールにクジラを入れたようなもの」と言う例えまで出た程だ。GPIF への逆風は、今後もかなり厳しい運用環境が続くと思われるが、我々国民の年金資産は目減りしてゆくリスクは無いとはいえないのだ。

その主な理由は、日本や欧州でマイナス金利政策が導入され、金融市場を異常な世界にしてしまったことだ。

その結果、日本やスイスでは 10 年国債の利回りまでもがマイナスになったし、一般の投資家はとても買えなくなっていて、日本では個人向け国債の発行が取りやめになっているのだ。

損を承知で投資家が国債を買う理由は、一段の金利低下で国債の値上がりを夢みているか、日銀が高い値段で買ってくれるだろうと期待しているからなのだ。

買った時より高い値段で売ればよいが、満期が近づけば、値段は下がる。最後は額面に戻っても、安全資産のはずの国債がリスク資産となってしまったのだ。

## 昨年度運用成績の報告を参院選に影響ない日程に変更

問題は 2015 年 4 月から 16 年 3 月の年間運用成績だ。GPIF の損失という具体的な数字が出れば、この夏の参議院選選挙には大きな痛手になる。

そこで、GPIF の年間運用実績は例年 7 月初旬に公表されるどころ、参院選後に公表するスケジュールにするということだった。塩崎厚労相から先送りが GPIF 理事長に指示されたという。その結果、公表日は 7 月 29 日と決まった。

ほとんどの国民は何も知らない真実のまま、選挙の判断をすることになる。これまで、過去 8 年間は 7 月前半に発表されているのだから、今回に限り何らかの理由があると疑うのが筋だ。

公表が遅くなる理由を、GPIF の三石博之審議役は「今回は GPIF 設立 10 年を振り返り、例年より作業時間がかかる」としているが、誰もが、安倍政権が命令して公表を遅らせる指示をしたからだろうと思うはずだ。(ZUU online 編集部)

## 年金質問箱

Q 年金はいつからもらえるの？ = 回答者・年金問題

研究会代表 秋津和人

毎日新聞 2016 年 5 月 16 日

## 厚生年金支給開始年齢の移行の仕組み

※日本年金機構のホームページより

男性	女性	報酬比例部分	老齢厚生年金
1947/4/2 5 1949/4/1 生まれ	1952/4/2 5 1954/4/1	報酬比例部分 定額部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
		▲60歳	▲64 ▲65
1949/4/2 5 1953/4/1	1954/4/2 5 1958/4/1	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
		▲60	
1953/4/2 5 1955/4/1	1958/4/2 5 1960/4/1	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
		▲61	
1955/4/2 5 1957/4/1	1960/4/2 5 1962/4/1	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
		▲62	
1957/4/2 5 1959/4/1	1962/4/2 5 1964/4/1	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
		▲63	
1959/4/2 5 1961/4/1	1964/4/2 5 1966/4/1	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
		▲64	
1961/4/2 以降	1966/4/2 以降		老齢厚生年金 老齢基礎年金
		▲60	▲65

## 厚生年金支給開始年齢の移行の仕組み

私の勤める会社の部署には、同い年の社員が3人います。私は1961（昭和36）年5月生まれ、もう1人は同年3月生まれでどちらも男性です。3人目は同年7月生まれの女性です。3人とも今年で55歳になります。私は65歳から年金の支給が始まります。ところが、聞いてみるともう1人の男性は64歳、女性は62歳からとのことでみんな違います。年金の支給開始のルールはどうなっているのでしょうか。

A 公的年金の支給開始年齢は、国民年金（基礎年金）、厚生年金とも65歳支給開始ですが以前は厚生年金が60歳支給開始だったため、現在65歳へ移行中です。当分の間、人によって受給開始年齢が違ってきます。

65歳前の厚生年金は「報酬比例部分」と「定額部分」があります。報酬比例部分は65歳からの老齢厚生年金、定額部分は老齢基礎年金と同額です。移行は定額部分から始まり、終了後、報酬比例部分の移行が始まります。

支給開始年齢は生年月日によって決まり、女性は5年遅れで実施（公務員は男性と同じ）。男性の場合、1953年4月1日生まれまでの人が60歳から厚生年金の報酬比例部分を受給できる世代です。今年度60歳を迎える人は62歳からの支給開始です。

質問者の場合、男性は移行が完了し、65歳前の年金がなくなる世代です。ただし、（61年4月1日までの）早生まれの人は64歳支給開始に間に合います。また、女性は5年

遅れなので62歳から受給できるのです。同じ年齢でも生年月日や性別で支給開始年齢が違い、注意が必要です。

## 神樹兵輔「『縮小ニッポン国』のサバイバル突破思考！」

Business Journal 2016. 05. 14

夫婦で月額年金支給 10.8 万！民間老人ホームは一人月 25 万、公営は 50 万人待機

### 社会保障体制崩壊の危機に政治は無策・無頓着

今から 44 年後の 2060 年には、日本では 65 歳以上高齢者の人口に占める比率が 4 割を超えています（現行は 26%）。ちょうど現在 20 代がこの層へ仲間入りをする頃で、現在 30 代以上の方が 75 歳以上の後期高齢者へと加わる頃です。

その頃には、社会保障体制も大きく崩れていることが予想されるのです。おそらく年金の支給開始年齢も、現行の 65 歳支給から 70 歳もしくは 75 歳へと延期され、給付額も現行平均の 19 万円（夫がサラリーマンで妻が専業主婦だった 65 歳以上高齢者夫婦の合計額）が 3~5 割減らされて 9~13 万円ぐらいになっていることでしょう。

医療費も現行の 3 割負担が 5~6 割負担が当たり前となり、介護保険も現行の 1 割負担が 4~5 割負担となっていることでしょう。最後のセーフティネットである生活保護にしても、現行の半分以下の支給条件なら御の字といえるぐらいになっているはずです。

過去 20 数年、少子高齢化が云々されてきて、現役世代と高齢者世代の人口バランスが崩れていく実情を、なんの手も打たずに放置してきたのですから、日本国民は今後ますます厳しい現実を突きつけられます。

こういう現実には、多くの現役政治家は見て見ぬフリをしてきました。近頃、「保育園落ちた日本死ね!!!」という匿名ブログに慌てふためいて、今夏予定の参院選を前に安倍政権は、場当たりのな弥縫策として保育基準緩和・労働強化と保育士の月額給与 6000 円増だけ打ち出しましたが、選挙で当選しつづけ自己保身することだけが目的と化しているような国会議員だらけの政治環境では、抜本的な改革は望めません。

安倍政権にとっても「憲法 9 条改正」だけが悲願の主力政策でしょうから、社会保障の問題などは貧乏な国民が喘ぐだけのことなので、適当に先送りしていきたいのが本音でしょう。歴代政権は、そうやって高度成長期以来、バラマキの借金財政を続け、自分たち一族さえよければよい——という世襲のお坊ちやま、お嬢ちやまたちが政権中枢を担ってきたのですから、これも致し方なく、国民はいい面の皮だったというだけなのです。

## 無届け介護ハウスが急増している理由

さて、1月に放送されたテレビ番組『クローズアップ現代+』（NHK）でも取り上げられていましたが、近頃、一軒家にベッドを並べただけの、あるいは畳の上に布団を敷いただけの「無届け介護ハウス」が激増しています。

なぜでしょうか。1に儲かるからで、2に潤沢なニーズがあるからです。ニュースなどで報じられてからは、異業種業界からの参入も相次いでいます。無届けなのは、老人福祉施設としての厳しい規制を満たしていないからです。

しかもニーズが高いため、これまで自治体や病院からの要請で次々老人を受け入れてきても、行政も見て見ぬフリで、取り締まりがされていなかったからなのです。東京・練馬区のマンションの1室で「ほほえみガーデン」を運営し、70代から90代の老人6人の介護サービスを行っていた50代の社長が、2016年初頭に初めて老人福祉法違反で逮捕されましたが、これは初のケースで稀有な例です。

24時間介護が必要な老人を家族が面倒を見るのは、とても無理があります。かといって、費用が比較的安い公営の「特別養護老人ホーム」は予算が不足してこれ以上増やせないため、もはや定員いっぱいでも50万人以上の待機状態にあり、とても入所できません。民間の有料老人ホームは、入所一時金のないところが増えていますが、それでも平均月額が介護保険の自己負担分も含めて、25万円前後かかります。

前述の通り、現行の厚生年金平均受給額は夫婦で19万円です。これでは、とても夫婦の一方でさえ有料老人ホームには入れないのです。夫が自営業だった場合の夫婦合計での国民年金平均受給額は、たったの10.8万円です。これでは、絶望的でしょう。

そこで生まれてきたのが、スプリンクラーを設置したり個室介護をしなくても老人を預かれる「無届け介護ハウス」や「無届け老人住居施設」、あるいは正規の「サ高住（サービス付き高齢者向け住宅）」ですが、老人を囲い込んで介護報酬を丸取りする施設が横行しています。火災や感染症の蔓延による事故も報じられていますが、解決のメドは一向に立っていません。保育所の不足問題と同質の課題がここにもあるわけです。

一般の住居に老人を預かり、ついでに訪問介護事業所も同時に起ち上げ、要介護度の認定を行うケアマネージャーを丸め込んで介護報酬の限度額いっぱいのケアプランを作成してもらえば、ものすごく儲かります。一番重篤な要介護度5なら老人本人の負担は3万円でも、介護報酬は総取りで35万円です（介護保険料半分・税金半分为原資）。無届け介護ハウスの住居費やサービス費用を10万円あるいは数万円に安く抑えても、介護認定された老人（毎年20~30万人ずつ増加し、14年で約600万人）さえ集めれば、あとは介護保険のケアプラン次第で儲かります。生活保護受給の老人なども大歓迎となるゆえんです。もちろん、実際の介護サービスはろくに行われていなくても、人質に取られたかたちの老人や、その家族から苦情が来ることもありません。なにしろ、行き場がないのですから。囲い込んだら老人が死ぬまで貧困ビジネスの収益に貢献するだけです。行ってもいない介護サービスで、介護報酬がタンマリ入ってきます。

## 「貧困ビジネスを野放しにするな」だけで問題は解決しない

儲かる貧困ビジネスゆえに、このような施設が激増し、今や 2000 件（在所者数 1 万 5000 人）を突破しているという推計もなされています。現在の日本人の平均寿命は男 80 歳、女 87 歳ですが、「健康寿命」は、男 71 歳、女 74 歳です。つまり平均寿命との間には、多くの人が「不健康」となり、介護が必要となる期間が内在されているといえるのです。

現役世代と高齢世代の人口のアンバランスを放置してきたために、社会保障体制は今後もますます揺らいでいきます。「貧困ビジネスを野放しにするな」と叫ぶだけでは、老後の介護問題は解決しないのです。まずは、将来において劣悪な介護環境にお世話になりたくなければ、政治が真正面から社会保障体制の抜本的構築の問題に取り組まなくてはならないでしょう。

老人問題は老人たちだけの問題ではありません。未来を担う若い世代こそが、喫緊の課題として、政治に対し厳しく解決を求めていく必要があるといえるのです。

（文＝神樹兵輔／マネーコンサルタント）

## 定年後再雇用の賃金格差は違法



2016 年 5 月 18 日

定年退職後に運送会社に再雇用された嘱託職員の男性社員 3 人が、正社員との賃金格差の是正を求めた訴訟で、裁判所は 2016 年 5 月 13 日に、「業務内容が同じなのに賃金が異なるのは不合理」として、請求通り正社員との賃金の差額計約 400 万円を支払うよう運送会社に命じました。

今回はこの判決について見てみたいと思います。

定年後再雇用の場合、賃金額については従来の 50% から 70% の間に集中しているという調査もあるそうです。従来は、60 歳から年金が受給でき、高齢者雇用継続給付を受けることができていたことから、これらを加味して賃金額を設定していたため、あまり問題となっていなかった。

しかし、近年年金受給年齢は引き上げられており、定年してから年金を受給することができるようになるまで、数年の開きができてしまっています。従来の考え方では現状に合わなくなってきていました。

このような中で今回の判決が出されました。

労働契約法は、同一の使用者(会社)と労働契約を締結している、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止しています(労働契約法 20 条)。

このルールは、有期契約労働者は、無期契約労働者と比べて、雇い止めの不安があることによって合理的な労働条件の決定が行われにくいことや、処遇に対する不満が多く指摘されることを踏まえて、法律上明確化することとしたものです。賃金や労働時間をはじめとして、福利厚生、災害補償等一切の労働条件について適用されます。

労働条件の相違が不合理と認められるかどうかは、

- (1)職務の内容
- (2)当該職務の内容及び配置の変更の範囲
- (3)その他の事情

を考慮して個々の労働条件ごとに判断されます。特に、賃金、通勤手当、安全管理などについて労働条件を相違させることは、上の条件を考慮して特段の事情がない限り、合理的とは認められないと考えられています。

そして、この規定により不合理とされた労働条件の定めは無効となりますので、不法行為として損害賠償が認められることとなります。また、この規定により無効とされた労働条件については、基本的には無期契約労働者と同じ労働条件が認められると考えられています。

今回のケースでは、裁判所は、「仕事の内容は正社員と同一である」ことを認めた上で、『特段の事情』がない限り、同じ業務内容にもかかわらず賃金格差を設けることは不合理だ」としています。

この会社については、「再雇用時の賃下げで賃金コスト圧縮を必要とするような財務・経営状況ではなかった」として、特段の事情がなかったと判断しました。

運輸業界ではこのような形態の定年後再雇用が多いと言われており、この判決が、同業界の中の格差の是正につながっていくのか、さらには他の業種へも広がるのか、注目が集まっています。